



【3分でわかる！】
勤務医と開業医の
メリット・デメリットを

徹 底 解 説

3MINUTES



目次

■ はじめに

1. 開業のメリット
2. 開業に伴う責任

第1章

- 開業のメリット 1・・・勤務医時代より多くの収入が得られる

第2章

- 開業のメリット 2・・・自分の裁量で自由に仕事ができる

第3章

- 開業のメリット 3・・・独自の診療スタイルを実現できる

第4章

- 開業のメリット 4・・・その他 親の事業／第三者の事業を継承できる

4.1 事業継承のメリット

- 1) 患者さんを引き継ぎ、経営の安定化を図れる
- 2) 既設の施設や設備が使える、開業資金を抑えられる
- 3) スタッフを継続して雇用でき、採用・教育コストを抑えられる
- 4) 地域の医師会等に参加しやすく、他院との情報交換や連携ができること

第5章

- 開業に伴う責任 1・・・経営者としての資金負担、借入金が発生する

第6章

- 開業に伴う責任2・・・経営者としての責任や業務が発生する
 1. 集患・増患対策
 2. 従業員（勤務医やスタッフ）の労務管理
 3. 患者からの訴訟リスクとその対応
 4. 毎月の資金繰り

第7章

- 開業に伴う責任3・・・医院の存続に責任を負う

第8章

- まとめ
 1. 開業のメリット
 2. 開業に伴う責任

第9章

- ご相談・お問い合わせ

弊社では、読者の皆様からのご相談を承っております。

本書の内容について、ご不明の点がある方、もっと深く知りたいことがある方、自分に最も合う方法を知りたい方は、お問い合わせください。

税理士法人テラス

03-6228-4531

受付時間 平日：9:00～19:00

公式サイト info@trc-tax.com



▶ ご相談はこちら

はじめに



「今まで勤務医として実績を積んできたし、そろそろ開業を検討しよう！」

「理想の医療を追及したい」

「将来に限界を感じた」

「経営も含めたやり甲斐が欲しい」

「親族からの要請で医院を継ぐことになった」

そうした動機で開業する方が多いようです。

この記事を読んでいるあなたも、将来的に開業を目指している、もしくは開業のための準備をしているところかもしれません。

そうした方は是非、勤務医と開業医のメリットとデメリットをあらかじめ知っておき、その上で決断を下してください。

開業のメリットと、デメリット（開業に伴う責任）には次のようなものがあります。

1.1 開業のメリット

1. 勤務医時代より多くの収入が得られる
2. 自分の裁量で自由に仕事ができる
3. 独自の診療スタイルを実現できる
4. その他 親の事業／第三者の事業を継承できる

1.2 開業に伴う責任

1. 経営者としての資金負担、借入金が発生する
2. 経営者としての責任や業務が発生する
3. 医院の存続に責任を負う

1つずつ解説していきましょう。

第1章／開業のメリット1

勤務医時代より多くの収入が得られる



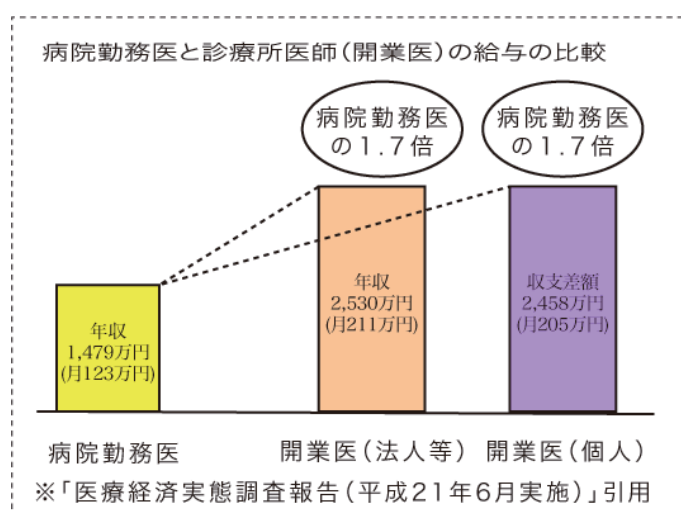
「こんなに働いても給料はこれだけか…」

あなたも、そんな悔しい思いをしてきたかもしれません。

やはり開業のメリットの1番目といえば、勤務医時代より多くの収入が得られることでしょう。自分で自分の給料を決めることができるのです。

収益から費用や税金、社会保険料等の租税公課を支払った後の利益が全て自分のものになると考えても良いでしょう。

厚生労働省の調査では開業医と病院勤務医の平均年収は次のようになっています。



厚生労働省「勤務医の給料」と「開業医の収支差額」について より

<ここに注意!>

上記はあくまで平均値のため、自分の経営手腕によって給料の額は変わります。

収入が減るリスクも当然あるものの、大きく収入を増やせる可能性もある、経営の醍醐味であると言えるでしょう。

第2章／開業のメリット2

自分の裁量で自由に仕事ができる



「部下の勤務医やスタッフに任せて旅行をしよう」

「プライベートの時間をもっと作りたい」

「医局の人間関係に煩わされたくない」

忙しい勤務医時代にはなかなか自分の都合で休むことは難しいものです。

病院の方針に従わざるを得ないでしょう。

また煩わしい人間関係もあります。

開業して医院経営者になり、たくさんの部下を抱えれば休みたいときに休むことも可能になりますし、事業の方針に合う人だけを雇用することも可能なのが経営者という立場です。

<ここに注意！>

事業の立上げ時期で病院経営が軌道に乗るまでは非常に忙しいのが当たり前。

また、逆に勤務医が体調不良や学会参加で休んでしまう場合などは、自らその穴を埋める必要もあるでしょう。

また、一度雇用した勤務医やスタッフに対しては、労務管理や教育にも責任が生じてきますし、反りが合わないからといって、すぐに解雇することは非常に難しいものです。

さらに最近では「働き方改革」として勤務医に過酷な勤務を課すようなことは難しくなっていますが、経営者（＝雇用者）には当然適用されません。

そうしたことを押さえた上で、自分の仕事を設計していく必要があるのです。

第3章／開業のメリット3

独自の診療スタイルを実現できる



「予防医学にもっと力を入れたい」

「生活習慣病を減らして、地域の健康推進に貢献したい」

「患者さんに丁寧に説明する時間、コミュニケーションの時間をもっと取りたい」

勤務医は病院の方針に従わざるを得ないので、なかなか自分の理想とする医療を実現することは難しいかもしれません。

開業して院長になれば、気兼ねなく自分のやりたい診療スタイルを実現することができます。

<ここに注意！>

いくらやりたい診療スタイルがあっても、採算が取れない場合や、勤務医やスタッフに理解を得られない場合、実現が困難となります。

実際にそのスタイルが成り立つのか、他の人の理解を得られるのか、また患者さんが真に望んでいることなのか、しっかりと検討してから実現するようにしてください。

第4章／開業のメリット4

その他 親の事業／第三者の事業を継承できる



「高齢となった父親の跡を継ぎたい」
「医院を継いでくれないかと申し出を受けた」

事業継承というと、一般的には親子関係等の血縁によるものが多い傾向にあります。一方で、跡継ぎがない場合や、いても医療や医院経営に対する考え方の違いなど、何らかの理由により血縁間で承継がなされないケースもあります。その場合は第三者に対する承継やM&Aによる開業が検討され、あなたに声がかかる場合もあるでしょう。

したがって、事業継承する場合のメリットと注意点もしっかり押さえておく必要があります。

4.1 事業継承のメリット

1) 患者さんを引き継ぎ、経営の安定化を図れる

最大のメリットがこの点だと言えるでしょう。新規に開院し、地域の認知度を高めながら集患していくのは思いのほか大変なものですが、承継により既に来院されている患者さんを引き継ぐことができ、安定した経営の大きな助けとなります。しっかり押さえておく必要があります。

2) 既設の施設や設備が使える、開業資金を抑えられる

承継の場合、建物や内装、医療機器、備品等まですべてを譲り受けることも多く、また、継続した利用が可能なことも多いため、新規導入の場合に比べてかなり開業資金を抑えることができると言えます。ただし、後でトラブルにならないよう、しっかりと資産評価を行い、承継契約書を作成しておきましょう。

3) スタッフを継続して雇用でき、採用・教育コストが抑えられる

一から採用・教育することと比べ、最初から引き継いだ患者さんのことを分かっているスタッフを雇用できるのは大きなメリットです。ただし、一旦退職して再雇用とし、退職金の支払いや有給の消化をしておいてもらう方が、余計なトラブルを避けられるでしょう。

4) 地域の医師会等に参加しやすく、他院との情報交換や連携ができること

新規開業の場合、地域に溶け込むまでに時間を要するのが普通です。

承継の場合、前の先生から地域の医師会等への紹介をもらうことで、他院との情報交換や連携した医療の提供も実現しやすくなるでしょう。

医師会への新規入会が難しい地域もあることから、最初からパイプを持てるメリットも見逃せません。

【事業承継時の注意点】

譲渡を受ける場合、名義変更等での各種機関への届け出や資産売却契約書等、様々な業務が発生しますので余裕をもって行っていきたいところです。

また前の先生の引退から、承継・開業までに時間を空けてしまうと患者さんの流出も始まります。あまり間をおかず、スムーズに承継できるように調整してください。

さらに、承継後に診療科目を変更するような場合は、設備や患者さんをうまく引き継げない可能性も出てきますので注意が必要です。

それでは開業に伴う責任についてもお話ししましょう。

第5章／開業に伴う責任1 経営者としての資金負担、借入金が発生する



医院・クリニックを開業するとなると、土地や建物探し、医療用工事および医療機器や医薬品の購入、登記費用等で数千万円～億単位の資金が必要になると言われています。

もちろん自己資金だけで全て賄うのは難しく、借入金が発生するのが一般的です

開業後5年以内では、借入金ありの比率は85.8%、また、「借入金あり」の医療法人（新規開業・承継の両方）の9割が個人債務保証をしているというデータもあります。

（社団法人日本医師会（2009年9月30日定例記者会見）より）

そのため銀行などに事業計画及び収支予定や返済プランを説明し、融資を受ける必要があります。さらに巨額の費用が動くため、悪質な業者やコンサルタントに騙されて高額な費用を支払わされた、という声が絶えないのも実情なのです。

第6章／開業に伴う責任2

経営者としての責任や業務が発生する



医院経営をするということは、それだけ自分の診療時間を減らす必要があります。したがって、やりたかった診療医療を思うようにやれない、ということも出てくるでしょう。

勤務医ではなく、院長、経営者になるのですから、経営者として次のような仕事が発生します。

6.1 集患・増患対策

地域に認知され、患者さんに来てもらえるようになるまでには広告宣伝の必要もありますし、ライバルとなる同じ診療科の病院やクリニックもあるでしょう。

その中で「選ばれる医院」としてやっていくために、常に医療のためのマーケティング等を勉強し手を打っていく必要があります。

6.2 従業員（勤務医やスタッフ）の労務管理

勤務医やスタッフの採用、教育、労務管理も院長の仕事となります。

またトラブルが起きた場合にも率先して対応する必要があります。

6.3 患者からの訴訟リスクとその対応

病院には医療事故等により、患者から訴訟を受ける可能性があります。

そうした場合、病院の代表者として矢面に立つ必要があるのです。

さらに経営者としては、従業員である勤務医やスタッフから訴えられる可能性もあるため、従業員と良好な関係を築けるよう、風通しの良い医院経営を行っていく必要があります。

6.4 毎月の資金繰り

業者への支払いや勤務医、スタッフへの支払いなどが滞ることになると大変です。

余裕を持った資金計画を作成し、必要に応じて早めの追加融資を受けるなどの資金繰りをしておく必要があります。

院長としては、こうした経営者の仕事をおろそかにすることはできません。

医療に割ける時間が少なくなって、結局やりたかった医療ができない、ということにならないよう、しっかりと時間管理を行っていく必要があります。

第7章／開業に伴う責任3

医院の存続に責任を負う



医院・クリニックは存続を前提にしています。

特に病気になったときに診てもらえる医院やクリニックが地域にあることで、地域の住民は安心します。

また患者さんや勤務医、スタッフも医院での雇用の継続を前提に、人生設計をしているでしょう。

したがって一度開業した医院やクリニックを簡単に廃業するわけにはいきません。

もし何らかの事情で自分が病院経営を続けられなくなったとしたら、周囲に迷惑をかけないように、事業承継を行うなどの措置が必要になってくるのです。

第8章／まとめ

以上、開業のメリットやデメリット（開業に伴う責任）について述べてきました。

8.1 開業のメリット

1. 勤務医時代より多くの収入が得られる
2. 自分の裁量で自由に仕事ができる
3. 独自の診療スタイルを実現できる
4. その他 親の事業／第三者の事業を継承できる

8.2 開業に伴う責任

1. 経営者としての資金負担、借入金が発生する
2. 経営者としての責任や業務が発生する
3. 医院の存続に責任を負う

今回のお話の中で、もし想定から漏れていたことがあれば、是非参考にしていってください。

第9章／ご相談・お問い合わせ

弊社では、読者の皆様からのご相談を承っております。

本書の内容について、ご不明の点がある方、もっと深く知りたいことがある方、自分に最も合う方法を知りたい方は、お問い合わせください。

税理士法人テラス

03-6228-4531

受付時間 平日：9:00～19:00

公式サイト info@trc-tax.com



▶ ご相談はこちら